

熊本県司法書士会紛議調停規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本県司法書士会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第110条第2項に定める紛議調停委員会(以下「委員会」という。)が、会員の業務に関する紛議について、当事者間の互譲により、実情に即した円満な解決を図るための調停手続に必要な事項を定める。

(調停の請求)

第2条 紛議の調停を請求する者は、その紛議の実情及び希望調停期日を記載した請求書2通に、証拠書類があるときは、その写しを添えて、本会に提出しなければならない。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、会長の委嘱を受けた本会の司法書士会員30名以内の紛議調停委員(以下「委員」という。)をもって組織する。ただし、会長は、その必要があると認めるときは、司法書士会員以外の者10名以内を、委員として委嘱することができる。
- 委員の任期は、委嘱の時から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。
 - 委員長は、委員会を代表しその事務を統括する。
 - 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 委員は、会則第48条に定める綱紀委員を兼ねることができない。
 - 第2項の規定にかかわらず、委員の任期が満了した場合において、退任すべき委員が関与する紛議調停がなお継続中であるときは、当該調停が終了するまでの間に限り当該委員は引き続きその職務を行うものとする。

(委員の欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員として委嘱することができない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられた者
- (2) 未成年者、成年被後見人または被保佐人
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 司法書士会員であつて司法書士法（以下「法」という。）第47条の規定による懲戒処分を受けた者
- (5) 司法書士会員であつて法第61条の規定による注意勧告処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- (6) 法第47条の規定による懲戒処分を受けた司法書士会員又は第48条の規定による懲戒処分を受けた法人会員に所属する者
- (7) 法第61条の規定による注意勧告処分を受け、その処分の日から3年を経過しない司法書士会員又は法人会員に所属する者
- (8) 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- (9) 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- (10) 弁護士として除名の懲戒処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- (11) 懲戒処分により、公認会計士の登録を抹消され、又は土地家屋調査士、弁理士、税理士若しくは行政書士の業務を禁止され、これらの処分の日から3年を経過しない者

（委員の解任）

第5条 会長は、委員が前条各号の一に該当するに至つたとき又はこれらに該当することが判明したときは、これを解任しなければならない。

2 会長は、委員が次の各号の一に該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められるとき

(部 会)

第6条 委員会は、3名以上5名以内の委員からなる部会を設け、特定の調停事件を担当させる。

2 部会は、担当事件についての調停の方針及び経過を委員会に報告しなければならない。

(除斥・忌避・回避)

第7条 委員は、自己に関する事案の議事及び議決に関与することができない。

2 当事者は、委員が調停の公正を害するおそれがあると思料するときは、委員会に対し当該事件に関し忌避を申し立てることができる。

3 委員会は、前項の申立の採否につき速やかに決定しなければならない。

4 委員は、公正を疑われるおそれがあると思料するときは、当該事件を回避しなければならない。

(調停を行わない場合)

第8条 委員会は部会の報告に基づき、紛議が性質上調停をするのに適当でないと認めるときは、調停を終了させることができる。

(調停の期日)

第9条 部会は、速やかに調停期日を定め、関係人の出席を求めなければならない。

(利害関係人の参加)

第10条 部会は、相当と認めるときは調停の結果について利害関係を有する者を調停手続きに参加させることができる。

(調停及び議事の非公開)

第11条 調停の手續及び委員会の議事は公開しない。

(手続きの説明)

第12条 部会は、調停の手続きを開始するにあたっては、当事者に手続の進めめ方等につき説明しなければならない。

(費用の負担)

第13条 本会は、調停のため特別に要する費用を当事者に負担させることができる。

2 委員会は、前項の費用負担につきこれを相当と認めるときは、書面で会長にその事由の説明を添えて意見を述べることができる。

(請求の取下)

第14条 調停を請求した者は、いつでもこれを取り下げることができる。

2 部会は、前項により調停が取り下げられたときは、相手方会員又は利害関係人が出頭又は出席していればその席上口頭にて、その他の場合は文書にてその旨を通知する。

(調停の不成立)

第15条 部会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合、又は請求者が正当の理由なく3回以上期日に出席しないときは、調停を終了させることができる。

2 部会は、前項により調停が終了したときはその旨を当事者に告知する。

(調停の成立)

第16条 調停の合意が成立したときは、部会は、当事者、利害関係人の数に1を加えた数の調停書を作成し、当事者及び利害関係人並びに部会の委員全員が署名又は記名押印する。

2 調停書は部会が当事者及び利害関係人に各1通交付し、1通は本会が保有する。

3 会員を除く当事者が、遠方、疾病その他やむを得ない事由により期日に出席できない場合において、部会が調停を成立させるときは、予め調停書を当該当事者に送付し署名又は記名押印を求めるもの

とする。

(義務の履行)

第17条 本会は、当事者の申出があるときは、前条の調停書で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対してその義務の履行を勧告することができる。

2 義務者は前項の勧告に従い、すみやかにその義務を履行しなければならない。

(調停記録と保存)

第18条 委員会は、調停の経過、調停の方針等の要領を記載した記録を調製し、10年間保存する。

(記録の閲覧・謄写)

第19条 本会は、当該事件の当事者が記録の閲覧又は謄写を求めたときは、当該事件の調停が成立し、当事者及び利害関係人が同意し、かつ相当の事由があると認める場合に限り、これを許可することができる。

(報告)

第20条 部会は、調停が成立し又は不調に終わったとき若しくは請求の取下げその他により事件が終了したときは、その結果を文書で委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告を受けたときは、調停事件の経過と結果について本会に文書で報告しなければならない。

(会員の不出頭)

第21条 調停の請求を受けた会員が正当の理由なく3回以上期日に出頭しないときは、委員会は会長に対し適当な処置を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第22条 委員は、正当な事由がある場合でなければ、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(細則への委任)

第23条 この規則の運営に必要な事項は細則において別途定める。

(規則の改廃)

第24条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。